

# 欧州共同体の使節権をめぐって

—Parerga und Paralipomena (1)—

川崎 晴 朗

はじめに

*The historian, essentially, wants more documents than he can really use ; the dramatist only wants more liberties than he can really take.*

—Henry James, *The Astern Papers*

本紀要の第123号から第131号まで、9回にわたって執筆した稿で、筆者は欧州共同体の能動的使節権につき、その行使状況を逐年ごとに観察しようと試みた。(国際機関を含む非国家主体については能動・受動の両面を眺めた。)また、『東京家政学院筑波女子大学紀要』の第7集—第9集(2003年3月—2005年3月)では、主として欧州共同体の受動的使節権を取り上げ、やはり逐年ごとにその行使ぶりをフォローした。

いずれも筆者の長年にわたる資料収集活動を反映した論文である。それにしても、多くのスペースをこれら論文に割いて頂いたことに対し、愛知大学国際問題研究所及び東京家政学院筑波女子大学の関係者の方々に深く感謝しなければならない<sup>(1)</sup>。

しかしながら、欧州共同体が保持する使節権についてはまだ語るべきことが多い。本紀要の紙面をお借りして、その一部なりとも発表することとしたい。いい換えれば研究成果の主体は幸いにして活字化することができたので、これからは関連のテーマをいくつか選び、それぞれが独立した小

論文として発表して行きたいと思う。ドイツの哲学者ショウペンハウエル (Arthur Schopenhauer) の主著はいうまでもなく『意志と表象としての世界』(Die Welt als Wille und Vorstellung, 1819年)であるが、彼はのち *Parerga und Paralipomena: Kleine Philosophische Schriften* を発表した (1851年)。これは文字通り主著の付録及び補遺となるウィットに富んだ哲学的的小論文集であり、主著のいわば余論といえるものである。筆者が本紀要に数編の小論文を執筆するのは、これまでの研究の付録及び補遺であり、余論である。各稿のサブタイトルを“Parerga und Paralipomena”とした由縁である。

\* \* \*

今回選んだ二つのテーマは、欧州共同体の能動的・受動的使節権の行使状況を知る上で欠かすことのできない基礎資料にかかわっている。読者の御参考になれば幸いである。

## I 国立国会図書館が所蔵する欧州共同体の外交団リスト

1. 1952年7月に誕生した欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC, 仏 CECA) の最高機関 (Haute Autorité), 1958年1月に発足した欧州経済共同体 (EEC, 仏 CEE) の委員会及び欧州原子力共同体 (EAEC, 仏 CEEA, 「ユーラトム」と呼ばれることが多い。) の委員会は、それぞれ外交団リストを編集・発行していた。1967年7月1日, ECSC 最高機関, EEC 委員会及びユーラトム委員会は欧州共同体委員会 (Commission of the European

---

(1) 筆者は、『外務省調査月報』にも1962年以降数編の論文を寄せている。これについては『東京家政学院筑波女子大学紀要』第7集(2003年3月刊)掲載の拙稿でふれたが(29頁)、その後、2006年度/No. 3(2007年1月刊)に「欧州共同体が接受した初期の代表部」、2007年度/No. 1(2007年6月刊)に「欧州共同体が派遣した初期の代表部・連絡事務所」、また2007年度/No. 4(2008年3月刊)に「欧州共同体の国際交通権及び名誉権」をそれぞれ寄せた。また、現在「日本及び欧州共同体の間の外交関係」を『外務省調査月報』に載せるべく準備している。

『東京家政学院筑波女子大学紀要』は、以下『筑波女子大学紀要』として引用する。

Communities) に統合されたが<sup>5</sup> (1993年11月1日、EUの発足後は、通常「欧州委員会」と称される。)、同委員会は引きつづき外交団リストを刊行し、今日に至っている。いずれの外交団リストも、フランス語で編集されている。

これらの外交団リストは、欧州共同体が保持する受動的(または消極的)使節権の実態を知る上で欠かすことのできない基本的な資料である。それでは、わが国の国立国会図書館はこれらリストをどの程度まで収蔵しているか。筆者が同図書館に勤務する友人と共に行なった調査の結果を次に記述し、御参考に供したい。

1967年7月までの期間について、各委員会(ECSCについては最高機関)がいつ最初の版を出版したのかは実は明らかでない。また、全部の版が揃っていないため、どの頻度で外交団リストを刊行していたのか正確に知ることができない。筆者が知り得たところでは、EEC委員会及び欧州共同体委員会については1965—1971年ごろは年1回で、随時 *corrigenda* を発行していた。国立国会図書館には全部ではないにせよ、これらも蔵置されている。欧州共同体に対する第三国の代表部の数がふえ、また各代表部の規模がふくらむにつれ、委員会は *Avis* と題し、ひんばんに一種の口上書 (*note verbale*) を刊行してこのような動きを伝えるようになった。1970年代後半以降は外交団リストの発行はほぼ年2回(場合により3回または4回)となり、さらに口上書の発出でこれを補う方式をとってきたようである。国立国会図書館にはこれら口上書は蔵置されていない。また、最近では、外交団リストが刊行されると、その後の動きはインターネット経由でフォローし、リストの次の版につなげるという方式がとられていると思われる。

それはともかく、国立国会図書館による欧州共同体の外交団リストの収蔵ぶりはかなりのものといってよいであろう。日本にあるEU情報センター(EUi)で一番設置が早かったのは西南学院大学であるが(1969年)、外交団リストのどの版から収集しているのだろうか。筆者が先日、早稲

田大学現代政治経済研究所にある EUi (1976 年設置) を訪れたところ、1990 年 4 月版からの分が保管されていた。

2. さて、国立国会図書館に収蔵されている欧州共同体の外交団リストは次の通り。請求記号、請求の方法及び資料を受取るサービス・ポイントをあわせて示す（「議官室」は新館にある議会官庁資料室の略）。

I ECSC 最高機関 *Liste des Membres des Missions accréditées auprès de la Haute Autorité de la CECA* (3 冊)

- ・1959 年 7 月, 1961 年 9 月——Z61-J225: オンライン請求→新館雑誌カウンターで受取り。
- ・1963 年 9 月——A631-B11: オンライン請求→本館図書カウンターで受取り。

(注) 1963 年 9 月版は、タイトルを *Corps Diplomatique accrédité auprès de la Haute Autorité de la CECA* に改めている。

II EEC 委員会 *Corps Diplomatique accrédité auprès de la CEE*

このリストには、2 種類の請求記号が付されている。

II-1 ——Y141-EC-260: 新館議官室で紙の利用票で請求 (3 冊)

- ・1965 年 2 月  
*Corrigenda*——No. 1 (1965 年 4 月 30 日), No. 2 (1965 年 8 月 31 日), No. 3 (1965 年 11 月 16 日)。
- ・1966 年 2 月  
*Corrigenda*——No. 1 (1966 年 4 月 30 日), No. 2 (1966 年 6 月 30 日), No. 3 (1966 年 8 月 31 日), No. 4 (1966 年 12 月 2 日)。
- ・1967 年 2 月  
*Corrigenda*——No. 1 (1967 年 2 月), No. 2 (1967 年 5 月), No. 3 (1967 年 7 月), No. 4 (1967 年 10 月)。

II-2 ——A631-5: オンライン請求→本館図書カウンターで受取り (3 冊)

- ・1964 年 1 月

・1966年2月

*Corrigenda*—No. 1 (1966年4月30日), No. 2 (1966年6月30日)

・1967年2月。

*Corrigenda*—No. 1 (1967年2月), No. 2 (1967年5月)。

(注) Y141-EC-260で請求できる外交団リストと比較すると、1965年2月版を欠き、1966年2月版の *corrigenda* の No. 3 及び No. 4 並びに1967年2月版の *corrigenda* の No. 3 及び No. 4 を欠くことがわかる。なお、1967年2月版には *corrigendum* の No. 5 (1967年12月) があるといわれるが<sup>3</sup>、国立国会図書館にはない。

Ⅲ ユーラトム委員会 *Missions accréditées auprès de la CEEA* (1冊)

・1964年5月—D4-B22: オンライン請求→本館図書館カウンターで受取り。

Ⅳ 欧州共同体委員会 *Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes*

このリストには、数種類の請求記号が付されている。なお、EEC委員会の外交団リスト、1967年2月版の *corrigendum* の No. 3 (同年7月刊) からタイトルが上記のように変更されたが、この *corrigendum* が Y141-EC-260 で請求可能なことは前述の通りである。

Ⅳ-1 —Y141-EC-260: 新館議官室で紙の利用票で請求 (5冊)

・1968年2月版を欠くが、*corrigenda* は No. 1 (1968年4月), No. 2 (1968年6月), No. 3 (1968年8月), No. 4 (1968年11月) は保管されている。

・1969年2月

*Corrigenda*—No. 1 (1969年5月), No. 3 (1969年11月)。

(注) *Corrigendum* の No. 2 については、Ⅳ-3 の注を参照されたい。

・1970年3月

*corrigenda*—No. 1 (1970年6月), No. 2 (1970年11月)。

・1971年2月

*Corrigenda*—No. 1 (1971年5月), No. 2 (1971年9月)

・1972年2月。

*Corrigenda*—No. 1 (1972年4月), No. 2 (1972年7月)

・1973年3月。

(注) 1973年3月版にも *corrigenda* はあったと考えられるが、国立国会図書館にはない。また、他の版にもっと *corrigenda* があった可能性がある。

IV-2 — AES-631-1 : オンライン請求→本館図書カウンターで受取り  
(1冊)

・1968年2月

*Corrigenda*—No. 1 (1968年4月), No. 2 (1968年6月), No. 3 (1968年8月), No. 4 (1968年11月)。

IV-3 — A631-5 : オンライン請求→本館図書カウンターで受取り(3冊)

・1969年2月

*Corrigenda*—No. 1 (1969年5月), No. 2 (1969年8月)。

・1970年3月

*Corrigendum*—No. 1 (1970年6月)。

・1971年2月。

(注) IV-2 及び IV-3 を Y141-EC-260 で請求できる外交団リストと比較すると、(1) 1968年2月版が含まれる、(2) 1969年2月版については *corrigendum* の No. 2 がある (ただし、No. 3 を欠く)、(3) 1970年3月版の *corrigendum* の No. 2 を欠く、(4) 1971年2月版の二つの *corrigenda* が含まれる、また、(5) 1972年2月及び1973年3月の二つの版を欠くことがわかる。

IV-4 — Y141-EC-A30 : 新館議官室で紙の利用票で請求(1冊)

・1975年12月。

(注) 国立国会図書館には1974年版は蔵置されていない。また、このころから外交団リストの刊行は年2回またはそれ以上となったため、1975

年前半にも 1 冊刊行された可能性がある。

IV-5 ——Y141-EC-260：新館議官室で紙の利用票で請求（16 冊）

- ・ 1976 年 5 月, 12 月 15 日
- ・ 1977 年 1 月 28 日, 2 月 28 日, 6 月 30 日, 9 月 30 日
- ・ 1978 年 1 月 31 日, 5 月 31 日, 11 月 15 日
- ・ 1979 年 2 月 15 日, 6 月 30 日, 11 月 20 日
- ・ 1980 年 6 月 15 日
- ・ 1982 年 10 月 31 日
- ・ 1983 年 12 月
- ・ 1985 年 4 月。

(注) 1970 年代後半には外交団リストの刊行は年 3 回または 4 回になることがあったことがわかる。1980 年代に入って年 2 回の発行が原則となったようであるが、国立国会図書館に蔵置されていない版が若干見受けられる。この点は、1985 年 10 月版以降についても同様である。

IV-6 ——Z61-B470：オンライン請求→新館雑誌カウンターで受取り（15 冊）

- ・ 1985 年 10 月
- ・ 1986 年 10 月
- ・ 1987 年 4 月, 10 月
- ・ 1988 年 4 月, 10 月
- ・ 1989 年 4 月, 10 月
- ・ 1990 年 4 月, 10 月
- ・ 1991 年 4 月
- ・ 1992 年 4 月, 10 月
- ・ 1993 年 4 月, 10 月。

V 欧州委員会 *Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes*——請求番号及び資料を受取るサービス・ポイントは IV-6 と同じであるが、最近 5 年分ほどは新館議官室に開架で配置され

ている（2007 年末までの刊行分 26 冊）。

- ・ 1994 年 4 月， 10 月
- ・ 1995 年 4 月， 12 月
- ・ 1996 年 6 月
- ・ 1997 年 1 月， 7 月
- ・ 1998 年 1 月， 7 月
- ・ 1999 年 1 月， 7 月
- ・ 2000 年 1 月， 7 月
- ・ 2001 年 1 月， 7 月
- ・ 2002 年 1 月， 7 月
- ・ 2003 年 1 月， 10 月
- ・ 2004 年 4 月， 10 月
- ・ 2005 年 5 月， 12 月
- ・ 2006 年 12 月
- ・ 2007 年 6 月， 12 月
- ・ 2008 年 6 月。

（注）2008 年 6 月版が現段階では最新版である。なお，1991 年，1996 年及び 2006 年版は 1 冊しか刊行されなかった模様で，国立国会図書館にも早稲田大学の前記研究所にも各 1 冊しか蔵置されていない。

3. 欧州共同体の外交団リストについては，本紀要 128 号（102-6 頁）及び 129 号（341-3 頁）でふれたが，とくに後者を参照願いたい。

欧州共同体の外交団リストは冊子の形で刊行されて来たが，今後はどうであろうか。米国，イギリス，オーストラリア等では外交団リストがデジタル化されたという。欧州委員会の *Bulletin* は 2005 年 12 月号をもって廃刊となった。しかし，電子版が 1996 年 1・2 月号からある。冊子の *Bulletin* は，各号の“Diplomatic relations”の項にその月に信任された第三国代表の氏名・信任日が掲げられていたが，電子版についても同様である。（各年の“cumulative index”から“Diplomatic relations”を掲載している

号が容易にわかる。)もつとも、代表以外の代表部メンバーの動きは *Bulletin* ではフォローできない。

4. 欧州共同体の外交団リストを参照するにあたり、気付いた点を一、二指摘したい。

(1) 各国の代表(そのスタッフも)は、外交団リストに氏名を掲載するにあたり、本国で使用している通りの氏名をそのまま使用するとは限らない。一、二の例を挙げよう。

1982年2月2日、三つの共同体に信任されたトルコの Nouredine Hached 大使は、本来は姓を Hached と綴る筈であるが、フランス語で正確に発音できるよう綴りを改めている。トルコ語に詳しい方にうかがったのであるが、Nouredine にしても改綴りしている可能性があるが、この点については正確なことは本人に訊ねてみないとわからないという。

また、御存知のように、スペイン及びラテン・アメリカ諸国(ブラジルを除く。)では、氏名は個人名(nombre) + 父方の姓(primer apellido) + 母方の姓(segundo apellido) で構成されるが、スペイン語圏外ではしばしば父方の姓をミドル・ネームに間違えられる。

筆者のペルー人の知り合いに Manuel Pardo Heeren という人がいる。Manuel が個人名、Pardo が父方の、そして Heeren が母方の姓であるが、彼のリマの自宅に飾ってある学位記には Manuel Heeren Pardo となっている。彼が米国の大学で Ph. D. の学位を取得したことを証明する証書なのであるが、筆者の質問に対し、「こうしないと、米国では Mr. (Dr.) Pardo でなく、Mr. (Dr.) Heeren と呼ばれる。だから米国にいる間、ずっと Manuel Heeren Pardo で通して来た。」と苦笑しながら答えた。

欧州共同体の外交団リストでも、スペイン及びラテン・アメリカ諸国の外交官の多くは同じような苦勞をして氏名を改め、「国際化」につとめているのではなかろうか。例えば EEC に対するアルゼンティンの初代表は Carlos A. Juni であるが(『筑波女子大学紀要』第7集, 18頁), 筆者は A. は母方の姓のイニシアルではないかと思う。1965年, ECSC 最高機関に派

遣されたスペイン代表（当時、スペインは欧州共同体に未加盟）は José Nuñez-Iglesias であるが（同、9頁）、これは父方の姓と母方の姓とをハイフンで結んだものであろう。このような工夫の例はいくらでも見出せると思う。

どうやら、最近では母方の姓をすっぱりと切ってしまうケースも多いようである。例えば EU 理事会事務総局は国連に連絡事務所を置いているが、現在の所長は Pedro Serrano 大使という。（2007年8月28日、潘基文事務総長に信任された。）同大使は筆者がいつぞや刺を通じたことのあるスペインの外交官ではないかと思うが、そのときの氏名は Padro Serrano de Haro とあった。もし同一人物であれば、EC 理事会に関係している間は母方の姓を省略しているのではないか。

EU 理事会事務総長で共通外交・安全保障政策（CFSP）上級代表の Xavier Solana はスペイン人であるが、彼の氏名も正式には Xavier Solana Madariaga である。思えば、欧州統合の影響はこのような点にまで及んでいるのである。

(2) 外交団リストでは当然ローマ字で氏名が表記される。筆者は欧州共同体及び第三国・国際機関の間で交換されてきた代表の歴任表を作成中であるが、日本、中国、ロシア、ギリシャ等、独自の文字で氏名を表記する国から欧州共同体に派遣された代表については原綴りを併記したいと考えている。アラビア語、ウルドゥー語、ビルマ（ミャンマー）語、ヘブライ語等、他の言語については到底筆者の手には負えないのでいまは対象外とするが、関係者の援助を頂けることができるならば、今後はこれらの言語についても考慮したい。

ロシアではキリル文字を使われることは誰でも知っている。しかし、ウクライナ、ベラルーシ、マケドニア、ブルガリア、セルビア、カザフスタン等でもキリル文字が使用されている。アゼルバイジャン、ウズベキスタン、トルクメニスタン等はソ連の構成国であった時代はこの文字を使用していたが、独立後は各国は独自の文字による表記法に移行している。この

ような点も考慮しながら歴任表を作成できれば——と考えている。

## II 欧州委員会の「職員録」について

1. 1967年7月1日に「併合条約」が実施されるまで、ECSC 最高機関、EEC 委員会及びユーラトム委員会はそれぞれが職員録を作成していた。欧州共同体の能動的（または積極的）使節権はこれら最高機関・委員会が行使し、併合条約によりこれらが単一の委員会（欧州共同体委員会）が発足してからは、同委員会（のち欧州委員会）が行使して現在に至っている。したがって、欧州共同体による能動的使節権の行使状況を把握するためには、これら各種委員会（ECSC については最高機関）が作成してきた職員録が第一の手掛りになるといってよい。

(1) しかし、日本ではこれら職員録が組織的に集められているとはいえないようである。筆者は、「はじめに」で述べたように、本紀要に欧州共同体の能動的使節権の行使状況についての研究を発表させて頂いたが、そのときの資料の一つが EEC 委員会、EC 委員会及び欧州委員会の職員録であり、また EU の発足後は EU 諸機関（欧州委員会を含む。）の職員録であった。ECSC 最高機関及びユーラトム委員会の職員録は入手できず、また閲覧できた各種委員会の職員録にしても欠号が相当数あった。

委員会の職員録といっても、初期のころはパンフレット、せいぜい小冊子程度のもので、これに加え、月刊の *Bulletin* に例えば年 1 回、Annex の形で掲載されることもあったようである。例えば、EC 委員会の *Bulletin of the Commission of the European Communities*、1968 年 12 月号に “Directory of the Commission of the EC” が載っている。同号は国立国会図書館に蔵置されているが（請求記号 Z51-H149）、*Bulletin* 自体、とくに初期のものは同図書館に欠けていることが多い。

また、ECSC 最高機関及びユーラトム委員会の職員録は当然刊行されていた筈であるが、国立国会図書館には見当たらない。これら二つの機関は

毎月 *Bulletin* を編集していたが、これも同図書館には蔵置されていないのである。このような基本的な資料は、当然日本にあってしかるべきではなかろうか。絶版になったものも、リプリント版が作成されている可能性があると思う。国立国会図書館等で是非検討して頂きたい。

(2) 本紀要第 125 号の拙稿で述べたように、EU 理事会及びその前身の EC 理事会はジュネーヴ及びニュー・ヨークに連絡事務所を置いている (183-192 頁)。

理事会は *Guide to the Council of the European Communities* (のち *Guide to the Council of the European Union*) を発行してきた。国立国会図書館には 1974, 1975, 1977, 1978, 1979, 1980, 1981 年版 (以上の請求記号は Y141-EC-A29), 1983, 1984, 1985 年版 (Y141-EC-286), 1986-1993 年版 (Z61-B471) があり、参考になるが、1973 年までの古い版も是非閲覧したい。

(3) EU が発足し、欧州議会、理事会、委員会等がそれぞれ作成していた職員録が 1 冊にまとめられるようになった。タイトルは、現在では *Official Directory of the European Union* である。

ジュネーヴ及びニュー・ヨークに EU 理事会がもつ連絡事務所については、この職員録の同理事会のセクションのうち、Directorate-General E (External Economic Relations, Politico-Military Affairs) の各課の末尾に掲げられている。例えば、2006—07 版で 192-3 頁に次のように掲載されている。

Geneva - Office for Liaison with the European Office of the United Nations

New York - United Nations Liaison Office

同じ 2006—07 版の *Official Directory* には欧州委員会のセクションがあり、Annex として “External delegations, representations and offices” の欄が設けられている。この欄が<sup>(a)</sup> In non-member countries 及び<sup>(b)</sup> To international organisations の二つに分かれているのは、EU 委員会がそれ

まで作成していた職員録と同じである。(a)に「西岸及びガザ地帯」及び「香港」の二つが含まれているが(何故か台湾は除外されている。), これらを第三国と同列に扱うことには疑義がある。

欧州共同体の外交団リストはもちろん共同体が接受する第三国及び非国家主体, すなわち国際機関及びそれ以外の主体の代表を掲げたリストであるが, メイン・リストは第三国をアルファベット順に並べ, 各国について代表及びスタッフの氏名を掲げる。メイン・リストのあとに“Représentations auprès de la Commission”があり, 非国家主体を国際機関であるか否かを区別せず, アルファベット順に配列している。*Official Directory* とは構成がやや違うのである。

(4) 理事会・委員会, そしてEUの職員録では, 例えば任命日または着任日が掲げられている訳ではない。もちろん, EU理事会の在外連絡事務所のスタッフの着任日(所長については信任日)も示されていない。早期の版には, 職員が女性である場合はMissまたはMrs.が付されていたが, 1980年ごろ, これも廃止された。Sir, Dr.等の爵位・学位を示すこともない。いまでは在外代表(EU理事会の連絡事務所長を含む。)のほとんどが名称大使(Ambassador)の資格をもち, また「閣下」(H. E., 仏 S. E.)の尊称を与えられているが, この点も職員録ではわからない。筆者は本紀要に執筆するにあたり, 可能な限り欧州委員会代表を接受している第三国の外交団リスト(国連についてはニュー・ヨークの本部で刊行している*Permanent Missions to the United Nations* 及び国連ジュネーブ事務局刊の*Missions Permanentes auprès des Nations Unies à Genève*)を参照したが, 日本にいてはきわめて困難な作業である。結局, 各代表部の広報サービスに問い合わせ, 資料を収集することが多かったが, ほとんどの代表部では古い資料は処分してしまうらしく, 欲しい資料がなかなか揃わなかった。

2. 日本で入手可能な各種委員会, 具体的にはEEC委員会及び欧州委員会, そしてEUの職員録を次に掲げる。これらは必ずしも国立国会図書館で借りられる訳ではないが, 同図書館に蔵置されている職員録について

は請求記号等を示すこととする。EU 職員録については、最近の版は新館議官室に開架で配置されている。

筆者は、EC 委員会の職員録のうち、1970 年代なかばから 2000 年代なかばまでの分については、五、六年前までは千代田区三番町の欧州委員会代表部の 1 階にある資料センターで閲覧した。しかし、代表部によると、その後これら職員録は他の資料と共に兵庫県西宮市にある関西学院大学産業研究所の EUi に移されたという（この EUi は、2007 年の開設）。以下、「関西学院大学」とある版はこのような経緯で同大学が所有するに至った分であるが、いずれ同大学で請求記号等をチェックしなければならないと考えている。

#### I EEC 委員会 *Annuaire de la Commission de la CEE*

- ・1963 年——国立国会図書館にはないが、神戸大学社会科学系図書館に蔵置されているとのことである（1963 年何月版であるかは不明）。
- ・1964 年 8 月 1 日——A163-32。
- ・1968 年版は英語版 *Directory of the Commission of the EEC* がある、A112-105。

（注）関西学院大学に 1965 年版が蔵置されている可能性がある。

#### II EC 委員会 *Directory of the Commission of the European Communities/Annuaire de la Commission des Communautés Européennes*（仏語版はのち *Organigramme de la Commission des Communautés Européennes* と改題）

- ・1970 年 9 月、1975 年 4 月、同年 9 月、1976 年 2 月、同年 9 月、1977 年 9 月、1978 年 2 月、同年 9 月、1979 年 1 月、同年 5 月、同年 9 月、1980 年 2 月、同年 10 月、1981 年 12 月、1982 年 5 月、同年 9 月、1983 年 1 月、同年 5 月、同年 9 月、1984 年 1 月、同年 5 月、同年 9 月、1985 年 6 月、1986 年 1 月、同年 10 月、1987 年 2 月、1988 年 1 月、同年 9 月、1990 年 2 月、同年 9 月、1991 年 2 月、1992 年 2 月、1993 年 5 月。

これらの版のうち、1970年9月から1978年9月までの各版は英語版、また、1976年2月から1984年9月までの各版はフランス語版がある。(すなわち、1976年2月—1978年9月の各版は英語版もフランス語版もあることになる。)

英語版の請求記号は A-112-105、フランス語版の請求記号は A112-260 である。

(注) 1970年9月版から1993年5月版までは関西学院大学に蔵置されていると思われるが、例えば1975年4月版は国立国会図書館にもある。

### Ⅲ 欧州委員会 *Directory of the European Commission*

・1993年12月16日、1994年6月16日

(注) 関西学院大学にあると思われる。

### Ⅳ EU

#### *Institutional Directory European Union*

・1994年10月、1995年3月、1996年春季、1997年4月

(注) 以上の4冊は関西学院大学にあると思われる。

・1998年3月、1999年1月、2000年1月——Z61-B468。

#### *Institutional Directory : Who is Who in the European Union ?*

・2001 (updated to 1st March 2001) ——Z61-B468。

#### *Who's Who in the European Union ?*

・2002/03 (updated in July 2002), 2003/04 (updated in July 2003)  
——Z61-B468。

#### *Official Directory of the European Union*

・2005 (updated on 23 December 2004), 2005 (updated on 8 July 2004),  
2006/07 (updated in July 2006) ——Z61-B468。

3. 職員録は日本で完全に揃っているとはいえない。例えば、1965—67年、1969年、1971—74年及び1989年の刊行分はない。他の年にしても、2冊刊行されたが1冊しかない場合がありそうである。(例えば1970年には9月版しかないが、同年の前半にも1冊刊行された可能性が高い。)

筆者にとり、いま是非知りたいことは、冊子形式のEUの職員録は2006/07版が最後になるのか否かということである。数年前からEUのホーム・ページで職員録の電子版を読むことが可能になった(<http://www.whoiswho.europa.eu>)。したがって、これで必要な情報は入手できるのであるが、筆者にとっては冊子の方が読みやすい。2007/08版が発行されるのか否か見守っている。

\* \* \*

これまで、欧州共同体の外交団リスト及び欧州委員会(のちEU)の職員録のどの版が日本で参照可能であるかを見てきた。もちろん、これ以外の版があちこちのEUに蔵置されていることはあり得る。

欧州委員会には、Archives Historiques-O1B 4がある(アドレスは220, Rue de La Loi, B-1049, Bruxelles)。ここには、とくに古い文書が保存されているとのことで、前記外交団リストにせよ、職員録にせよ、ここで全部の版を閲覧できるのではなからうか。もちろん、EU理事会も欧州委員会も、とくに対外関係を扱う部署では、実務上の必要からも相当数の版をもっているであろう。ECS最高機関及びユーラトム委員会の*General Report*, *Bulletin*等、関連資料を載せた定期刊行物も欧州委員会には全部揃っていると思われる。

とくに欧州委員会の域外代表部につき、代表の任命日、肩書等ではっきりしない場合が多いことが悩みの種なのであるが、委員会が過去に発出した関連の口上書(I 1. 参照)ではっきりすることであろう。一番よいのは委員会の人事発令記録を見せて貰うことであるが、これはまず望み薄である。また、各代表の任命日はわかるとしても、その信任日を関連部局で全部把握しているか否か不明である。結局、接受国の外務省に問い合わせるか、その国の外交団リストを見るかするのが最も確実なようである。

また、ECSC最高機関が活動を開始したころからルクセンブルグで発行されるようになった*Europe*という新聞がある(Europe S. A. が発行者)。早稲田大学現代政治経済研究所には、1981年12月21・22日付から保存さ

れている。この新聞の発行が開始されたのは1952年12月2日で、ECSCの発足の数ヵ月後であるが、いまはブリュッセルが本拠である。筆者が1959年から1961年ブリュッセルにいたときも利用したが、当時はステンシル用紙にタイプで打ち、これから沢山コピーをとって予約購読者に販売していた。高価であり、いまから見ると読みづらい紙面であったが、欧州共同体の活動状況を知る上で貴重な情報源であった。

### Ⅲ 欧州共同体が派遣・接受した代表の歴任表

(1) 筆者は、本稿Ⅰ 4. (2)で、欧州共同体及び第三国・国際機関の間でこれまで交換されてきた数多くの代表の歴任表を作成中である、と述べた。

この歴任表は、*Annotated Summary of Lists of Delegations, Missions and Offices sent and received by the European Communities* と題されている。その構成は、本紀要第128号の拙稿で述べたところと同じである(81-2頁)。歴任表のタイトルは、EC委員会が発行していた *Annotated Summary of Agreements linking the Communities with Non-Member Countries* になった。(この資料は、国立国会図書館にもあり、1994年6月版が最古の版である。)

(2) 筆者が作成している歴任表は、欧州委員会が域外に派遣している代表にせよ、欧州共同体が域外から接受している代表にせよ、初代代表の信任日の古い順序にしたがっている。これにより、例えばEEC(または三つの共同体全部)に常駐代表を派遣した初期の第三国グループにはAASM(EECに連合したアフリカ諸国)が含まれること、1990年代にソ連・東欧諸国が欧州共同体の対外能力を認め、これと代表を交換するようになったことなどが明確になると考えている。

しかし、第三国・国際機関・国際機関以外の国際法主体を英語またはフランス語によるアルファベット順に並べたリストも便利であり、むしろ必要である。索引を付し、代表名、これまで欧州共同体と代表部を交換した

第三国名等をカテゴリー別に並べることを検討しているが、歴任表の作成を打ち切った時点で存在している代表部のみのリスト（代表名、信任日、彼の兼任先等を示したもの）を別途作成することも便利かな、と考えている。

（3）問題は、歴任表づくりをいつ迄つづけるかということである。

2004年10月29日、ローマで欧州憲法制定条約が調印されたとき、筆者はこれが効力を発生した時点で自分の作業をやめようと思った。この条約が実施されれば、例えば欧州委員会の域外代表部はEU全体を代表するようになる（第Ⅲ-328条第1項）。第三国がブリュッセルに置いている代表部はEUに対するものであるから、これではようやく欧州共同体の使節権は能動的にも受動的にも同一のレベルで行使されることになる。EU理事会がニュー・ヨーク及びジュネーヴに設置している連絡事務所はどうするのか、また第三国代表の信任先は欧州理事会またはEU理事会の議長なのか、EU外相なのか、また欧州委員会委員長には信任状を提出するのか否か等、不透明な部分はあったが、それはそれとして、筆者は関連の資料収集はこれで一応区切りがつかうと考えたのである。いずれにせよ、個人が永遠にこの種の歴任表を作成することはできない。

しかし、2007年6月21日及び22日、EU加盟27カ国は欧州憲法のコンセプトを放棄、これにかわる新しい基本条約を、同年12月13日、リスボンで締結した。欧州理事会（EU理事会）の議長国の任期、EU外相にかわる外務・安全保障上級代表ポストの創設、欧州委員会委員の数の削減等、欧州憲法との共通点も相違点もある。

2008年6月、27カ国のうちすでに18カ国が議会によるリスボン条約の承認または批准を済ませていたのであるが、同月13日、同条約の批准の可否を問うアイルランドの国民投票が実施され、反対が賛成を上回る結果となった。（アイルランドを除く加盟26カ国は、国民投票はせずに議会で批准を決めるとしている。）

2008年12月11日及び12日、ブリュッセルで欧州理事会が開催され、

アイルランドのコウエン首相 (Brian Cowen) は、国内の批准反対派の意見を鎮めるための諸要求が満たされるならば2009年10月末までにふたたび国民投票を実施する旨を表明、他の加盟国の了承を得た。

## おわりに

1. フランス語に“travail de fourmi”という表現がある。「蟻の仕事」という意味である。

筆者は1959年夏から1961年秋までブリュッセルにある在ベルギー大使館に勤務していたが(当時は欧州共同体に対する代表部はなく、大使館が共同体にかかわる事務を兼轄していた。)、その間に第三国の多くがECSC最高機関、EEC委員会及びユーラトム委員会に代表を信任せしめている状況をつぶさに観察し、強い興味をもった<sup>(2)</sup>。当時これら委員会(ECSCについては最高機関)はそれぞれ外交団リストを編集・発行しており、大使館にはバック・ナンバーもあったので、第三国代表が三つの欧州共同体にどのように信任されているか(これら代表の一部はEEC委員会のみ信任されていた。)は一目瞭然としていた。ただし、ECSCの発足直後、第三国の最高機関に対する代表ぶりがどのようであったかは、結局1961年夏、ルクセンブルグにある最高機関の書庫に入れて頂き、関連のファイルを読読するまでは判然としなかった。

そのころ、イギリス、欧州経済協力機構(OEEC)等に対し、最高機関が

---

(2) 個人的なことになるが、著者がベルギーに着任した約3ヵ月後の1959年10月19日、ベルギー駐劄の倭島英二大使がEECに対する初代の日本政府代表としてEEC委員会のWalter Hallstein委員長に信任状を提出した。(倭島大使は、ECSC最高機関については、2名の前任者同様、常任オブザーバーであった。)また、倭島大使の後任になった下田武三大使は、1961年2月24日、EEC委員会に、同年3月24日、ECSC最高機関に、また4月12日、ユーラトム委員会に、それぞれ代表として信任された(『筑波女子大学紀要』第3集(1999年3月)の拙稿「欧州議会(EP)の過去と現在」, 16-8頁)。このような信任手続に直接かかわったことで、欧州共同体のもつ対外能力の幅の広さに対する筆者の関心がかき立てられた、といってよいと思う。考えて見ると、貴重な経験をさせて頂いたものである。

常駐代表を置くようになっていたが、これら代表の動きについての資料もきわめてとぼしかった。このような、欧州共同体の保持する使節権のうちでも能動的使節権の行使状況については、あとあとまで資料の不足に悩むことになった。職員録では十分な情報を集めることができないので、前述したように欧州委員会が第三国、国際機関等の許に置いている代表部に問い合わせる等、さまざまなルートで少しずつ資料を集めるほかなかった。正に「蟻の仕事」であった。

2. 筆者は欧州委員会の域外代表部等に情報を求める場合、当初は書簡またはファックスによったが、のちインターネット、とくに電子メールを利用するようになった。

インターネットは、米国を中心に1984年ごろに構築・試用がはじまり、1990年代から普及したといわれる。EUの職員録を見ると、2001年3月1日版から多くの域外代表部につき電子メール番号及びウェブサイトが公開されるようになった。(もっとも、冊子としては最後と思われる2006—07版職員録でも、電子メール番号やウェブサイトが示されていない代表部がある。)

インターネットと共にいわゆる「IT革命」の原動力となった技術はマイクロプロセッサで、1970年代はじめに米国インテル社で開発され、これがパソコン、携帯電話、PDA(電子手帳)等の情報機器に組み込まれるようになった。インターネットのおかげで、これら情報機器をつないで自在に交信ができるようになり、これが1980年代に入って一般ビジネス用に開放されたのである。

こうして「IT革命」がまたたく間に世界各地にひろまったのであるが、筆者はむしろ1950年代はじめから、このIT革命がスタートするまでの数十年の期間における欧州委員会(またはその前身の各委員会)に関する情報が欲しい。しかし、情報はあっても、当時は情報管理の技術が未熟なままで、検索がむずかしく、はからずも「情報の空白時代」となっている。

すでに述べたように、筆者は1960年をはさむ約2年間、ブリュッセルに

いた。ECSC 最高機関は 1952 年 8 月から存在していたが、ベルギー在任中、最高機関にいた友人のおかげで関連資料はほとんど入手できた。筆者がブリュッセルに着任したとき、EEC 及びユーラトムはいずれも発足後 1 年半が過ぎていたが、この期間については比較的簡単に情報を集めることができた。これも、二つの共同体の委員会にいた友人たちの協力のおかげである。しかし、離任後の資料収集、とくに各委員会（ECSC については最高機関）の域外代表部の動向についての資料は入手に苦労した。

なかでも苦労の種となったのは、EEC 委員会（のち EC 委員会）が AASM（EEC に連合されたアフリカ諸国）、のちアフリカ・カリブ海・太平洋地域のいわゆる ACP 諸国に派遣した代表部についての資料がとぼしかったことである。

本紀要第 129 号の拙稿で述べたように、EC 委員会の職員録に“Commission Delegations to ACP countries”の欄がはじめて設けられたのは 1977 年 9 月版である。しかし、EEC を設立する条約（ローマ条約）第 4 部は、加盟 6 カ国のうち 4 カ国がアフリカ等域外にもつ植民地、海外領土、信託統治領等を EEC に連合せしめ、技術協力の実施等のため、EEC の発足直後からこれら連合地域に Contrôleur Technique, Contrôleur Délégué といった肩書をもつ人々を派遣していた（ガボンの例につき、本紀要第 130 号、補論 2、33-4 頁）。その後、アフリカにあった連合地域は独立し、AASM となった。EEC はこれら諸国と 2 回にわたってヤウンデ連合協定を締結、さらに旧イギリス植民地等を加えた ACP 諸国と 4 次に及ぶロメ協定、つづいてコトヌー協定を結んだ。“Commission Delegations...”の欄が 1977 年 9 月版職員録から載るようになったのは、第 1 次ロメ協定の実施期間中である。このころ、ACP 諸国では EC 委員会の外交代表部らしい組織が生まれていたのであろうか。それにしても、一挙に 41 の代表部がリスト・アップされた。筆者は当時外務省でまったくカテゴリーの違う職務についていたが、これら代表部に書簡を送り、それぞれの歴史を教えて貰っておけばよかったとつくづく思う。

ACP 諸国に限らず、欧州共同体に対する初期の第三国代表の信任日等、かなり欠けたままとなっている。当時すでに「IT 革命」が本格化していたらなあ、といくら愚痴っても仕方ないことをしつつ思ってしまう。

筆者の研究の基礎となる情報は、今後は IT 革命の波に乗って収集・蓄積し、編集することができると思う。しかし、この革命がはじまる前の「空白時代」の間の情報については、当分の間は伝統的な手法で「遡及検索」しなくてはならないのであろう。「蟻の仕事」はまだまだつづきそうである。

3. これまでの情報収集では、実にさまざまな経験をした。EC 委員会（のち欧州委員会）が第三国でもつ代表部に問い合わせると、大抵の場合、きちんとした回答が戻ってくる。非常にフレンドリーな調子で、研究の成功を期待しています、などといった書き足しのあることも多い。

しかし、書簡によってであろうが電子メールによってであろうが、筆者が照会しても回答を頂けないことも多い。また、代表部に現在の代表が任国にいつ信任されたかを訊ねると、ほとんどの場合は答えてくれるが、前任者たちの信任日について質問すると判らない、という回答が返ってくる。筆者が各代表部の代表の歴任表を作成したいのだ、という、「それじゃ、できたら 1 部送って下さい。」とやってきた代表部がいくつかあった。これじゃあ主客転倒だ、と思いつつも未完成のままコピーを送ったものである。あなたの研究には大変に興味がある、日本に行く機会があったら是非お会いしてお話をうかがいたい、と書いてきた代表部のメンバーもいた。「それでは、日本酒でも飲みながらお話ししましょう。」と答えたが、まだ彼は日本に現われないままである。

このような思い出が多く、欧州委員会域外代表の歴任表づくりは苦労ばかりではないのである。

筆者がいつの時点で情報収集をやめるにせよ、それまでに集め、*Annotated Summary of Lists of Delegations, Missions and Offices sent and received by the European Communities* のタイトルでまとめた資料は、た

## 欧州共同体の使節権をめぐる

とえ信任日等が欠けていたとしても、何等かの方法で欧州委員会に寄贈したいと思う。欧州委員会が、手持ちの資料等を加えて、筆者の資料の完成度を高め、データベースとして多くの人々が利用できるようにしてくれることを期待している。

(未完)

Summary

# The Right of Legation of the European Communities

—*Parerga und Paralipomena* (1)—

Seiro KAWASAKI

I intend to publish a certain number of short articles on the subject of the right of legation of the European Communities. “The European Communities” refer to the European Coal and Steel Community (ECSC), the European Economic Community (EEC), and the European Atomic Energy Community (EAEC). Needless to say, the ECSC ceased to function in July 2002, and the European Economic Community has been called the “European Community” since November 1993.

I have recently made public some of the results of my research on the subject in this *Bulletin*, in the *Gaimusho Chosa Geppo*, and in the *Bulletin of Tokyo Kasei Gakuin Tsukuba Women’s University*. There still remain, however, topics to discuss in connection with the subject.

In this issue, I would like to mention what documents I have availed myself in the course of my study. The first of the European Communities, the ECSC, began to practice the right of legation, in embryonic form as it may have been, in the early 1950’s, i. e., more than half a century ago. The High Authority of the ECSC practiced the *passive* right of legation with third countries first, and then the *active* right of legation not only with non-member countries but also with international organizations seated in Paris and Geneva.

The Diplomatic Lists which the High Authority, and which, later, each of the Commission of the EEC and the Commission of the EAEC edited periodically provide information concerning the passive right of the Communities in the early days of their existence. As from July 1967, the single Commission of the European Communities (later the European Commission) started to publish the *Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes* showing the missions of the non-member states set up at the seat of the European Communities (later the European Union).

It is much more difficult to collect information with regard to the delegations which the European Commission has accredited in third countries and to non-state entities including international organizations. The main source is the directories which the High Authority and the Commissions published under different titles, and now it is entitled *Official Directory* and the EU compiles it annually ; but it appears that it is in the process of being digitized to accommodate the drastic growth in the amount of information and the needs to provide access to it.